

センター職員募集の御案内

◆募集概要

採用日	令和7年4月1日 ※既卒者については応相談
職種	情報技術職員(未経験者可):若干人
勤務地	大垣市
応募資格	【新卒者】 ●大学院、大学、短大、専門学校、高等専門学校などを卒業又は卒業見込みの者で、平成11年4月2日以降に生まれた者 【既卒者】 ●プログラム、データベース、ネットワーク等の知識のある者 ●大学院、大学、短大、専門学校など、高等学校(準ずるものを含む)以上を卒業の者で、平成11年4月2日以降に生まれた者 ※当センターの令和6年10月1日採用職員試験を受験した者は受験できません
受付期間	令和6年 8月 1日から 令和6年 9月30日まで
第1次試験	令和6年 10月10日
第2次試験	令和6年 11月(詳細は第1次試験合格者に通知)
試験場所	当センター会議室
合格通知	令和6年 11月中旬から下旬を予定

※詳細については、募集要項を御確認ください。当センターホームページからも入手可能

◆提出書類

- (1) 所定の採用試験申込書(申込前6か月以内に撮影の写真を貼付のこと)
注:採用試験申込書は、下記問い合わせ先にて受付期間に直接又は電話にて請求、もしくは当センターホームページからダウンロードすること
- (2) 卒業(又は卒業見込)証明書(発行後6か月以内のもの)
- (3) 成績証明書(発行後6か月以内のもの)
- (4) 職歴がある者は、職務経歴書(A4縦、横書)
- (5) 経済産業省情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験合格者は合格証書(写)

◆提出先

〒503-0006 岐阜県大垣市加賀野3丁目82番地3
一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター 総務企画部経営管理課

※郵送の場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「採用試験受験」と朱書すること
注:公共職業安定所発行等の採否通知書がある場合は同封すること

◆問い合わせ先

一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター 総務企画部経営管理課
☎(0584)47-6609 E-mail saiy@gaic.or.jp



一般財団法人
岐阜県市町村行政情報センター
ADMINISTRATIVE INFORMATION CENTER OF GIFU MUNICIPALITIES
ホームページアドレス <https://www.gaic.or.jp/>
〒503-0006 岐阜県大垣市加賀野3丁目82番地3
TEL(0584)47-6607(代) FAX(0584)47-6583



▲ホームページ



IS 80162/ISO 27001:2013



IS 80162/JIS Q 27001:2014

認証登録範囲 地方行政事務の情報システムの企画、開発、運用、保守及び受託処理サービス

休日窓口の御案内 (年末年始を除く8:30~17:15)

電話番号: (0584) 47-6586

Administrative Information Center of Gifu Municipalities

ネット&ライン
Net & Line

2024 Summer

No.185

特集

eLTAXを活用した公金収納について
センターの自治体情報システム標準化・共通化対応



一般財団法人
岐阜県市町村行政情報センター
ADMINISTRATIVE INFORMATION CENTER OF GIFU MUNICIPALITIES

裏表紙にセンター職員募集の
御案内を掲載しています。

令和6年度市町村職員研修開催の御案内

センターでは、市町村職員の情報活用能力の向上を目的とした各種研修を開催します。
本年度の研修は、下表の日程で開催することとしております。

研 修 名			定員	開催方法	開催形態	日 数	回 数	開 催 時 期
管理者研修			100人	定期	集合	半日	1 回	5月16日(終了)
一般研修	集合研修(共催)	Word中級コース	各 20人	定期	集合	1 日	2 回	12月5日 6日
		Excel中級コース	各 20人	定期	集合	1 日	4 回	12月9日 10日 11日 12日
		PowerPoint初級コース	20人	定期	集合	1 日	1 回	12月13日
		Access初級コース	20人	定期	集合	2 日	1 回	12月16日～17日
	集合研修(単独)	ITパスポートコース	10人	定期	集合	1 日	1 回	8月23日
		ネットワーク基礎コース	10人	定期	集合	1 日	1 回	9月 9日
		Excel活用コース	各 10人	定期	集合	1 日	3 回	9月10日 19日(飛驒事務所) 26日(東濃事務所)
		Access活用コース	10人	定期	集合	2 日	1 回	9月11日～12日
		PowerPoint活用コース	10人	定期	集合	1 日	1 回	9月13日
	現地研修	情報セキュリティ基礎コース	各 10人	随時	現地	3 時間	－	随 時
		Word中級コース						
		Excel中級コース						
		PowerPoint初級コース						

注1 集合研修(共催)は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会と共催で実施します。
注2 現地研修については、講師を市町村へ派遣して研修を実施するものです。また、現地研修のうちWord中級コース、Excel中級コース及びPowerPoint初級コースについては、時間外の対応も行うこととしております。

お申込み
お問い合わせ先

ソリューション推進部 基盤整備課 教育研修担当
TEL (0584)47-6609 FAX (0584)47-6585 E-mail: slkensyu@gaic.or.jp

CONTENTS

■ 特 集	
eLTAXを活用した公金収納について	2
総務省自治行政局行政課 城戸 彩花	
センターの自治体情報システム標準化・共通化対応	8
ソリューション推進部企画開発課	
■ 報 告	
令和5年度事業報告の概要	14
■ センターニュース	16
■ 新規システム導入状況	17



～未来に残したい豊かな自然～
恵那市

恵那峡をつくる大井ダム100周年

四季折々の表情が美しい恵那峡。この恵那峡の溪谷美は、ダムによって生み出されたということをご存じでしょうか。1924(大正13)年、日本初の本格的な発電用ダムとして大井ダムが建設され、木曽川がせき止められて、現在の恵那峡の景観が生まれました。大井ダムは本年度で完成100周年。12月12日(木)～15日(日)には記念イベントも計画しています。今年はダムに目を向け、恵那峡を楽しむのもお勧めです。



大井ダム

岩村の山城・城下町と農村景観めぐり

日本三大山城の一つに数えられ、(公財)日本城郭協会により「日本100名城」にも選定されている岩村城。高低差180mという険しい地形と、霧の湧きやすい気象までも城造りに生かされた堅固な山城です。城下には、国の重要伝統的建造物群保存地区でもある古い町並みが広がります。

岐阜県によるNEXT Gifu HERITAGE～岐阜未来遺産～では、世界から選ばれる旅先となり得る地域・観光プログラムとして、「恵那岩村の山城・城下町と農村景観めぐり」が認定されています。岩村城下町に加え、「農村景観日本一」に選ばれた富田地区など、日本の原風景を巡る旅はいかがでしょう。



岩村城跡

eLTAXを活用した公金収納について

総務省自治行政局行政課 城戸 彩花

1 はじめに

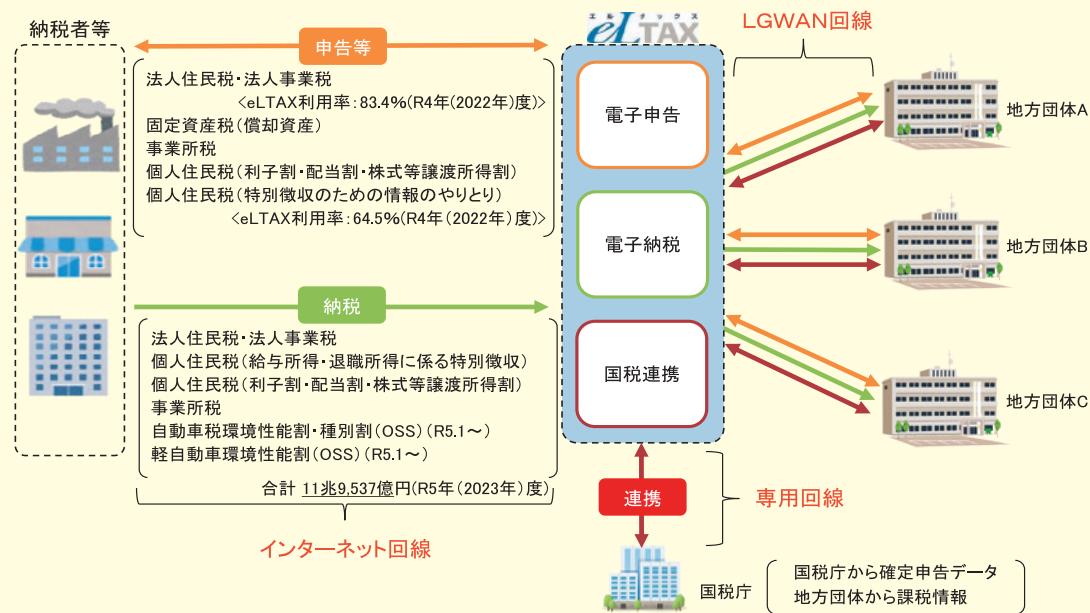
「eLTAX(エルタックス)」をご存じでしょうか。eLTAXは、その名のとおり、地方税のためのポータルシステムですが、今後、これを地方税以外の公金の収納にも活用できるようにするため、様々な取組が進められています。

2 eLTAXの概要とeL-QR導入のメリット

地方共同法人である地方税共同機構が運営するeLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続きを電子的に行うシステムであり、複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方公共団体(都道府県及び市区町村をいう。以下同じ。)と国税当局間の情報連携にも活用されています(【図表1】)。

図表1 eLTAX(エルタックス)について

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続きを電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。
- 地方共同法人である地方税共同機構が管理・運営。



このeLTAXにおいて、令和5年4月から地方税統一QRコード(eL-QR)が導入されたことにより、【図表2】のとおり、インターネットバンキングやクレジットカード、〇〇ペイによる支払いが可能となり、納税手段のキャッシュレス化が促進されるとともに、eL-QR対応金融機関で

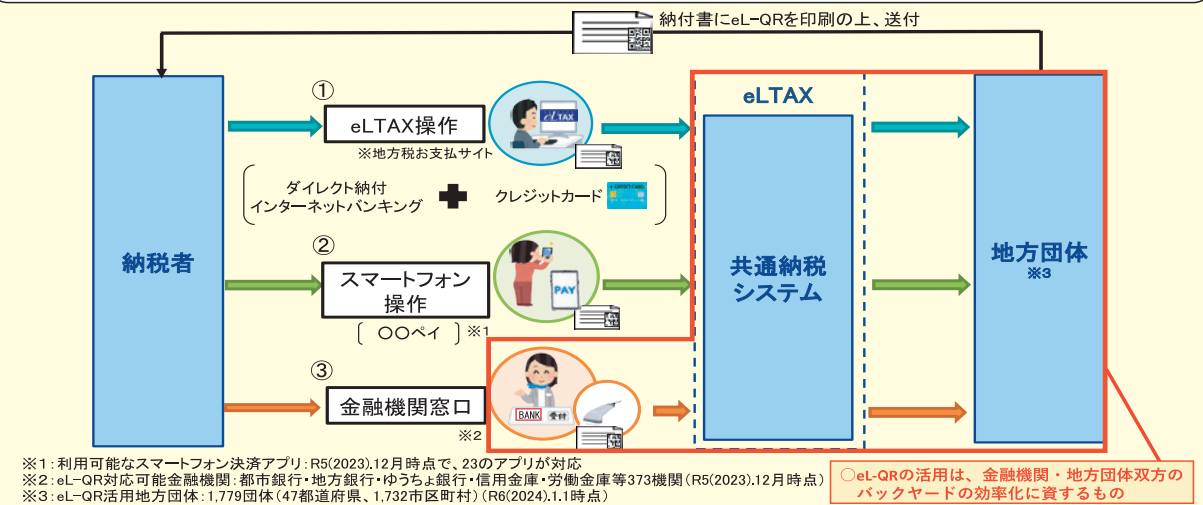
あれば、全国どの窓口からでも地方税の納付が可能となっています。また、地方公共団体の公金収納事務を取り巻く環境は厳しさを増していますが、eL-QRを活用することで、納付や入金情報がeLTAX経由で電子的に送付されること等により、金融機関等においては、窓口で収納

する場合でも、納入済通知書の仕分け事務が簡素化されるほか、当該通知書の地方公共団体への送付が不要となります。地方公共団体においても、金融機関等から送付される紙の納入済通知書を電子データ化して地方公共団体の口座への入金情報と突合するような事務が不要となり、

いわゆる消込に係る事務が効率化するほか、各地方公共団体において、デジタルな決済手段を導入するために個別に決済事業者等と調整し契約を締結する必要がなくなります。以上のとおり、eL-QR導入には多くのメリットがあります(【図表3】)。

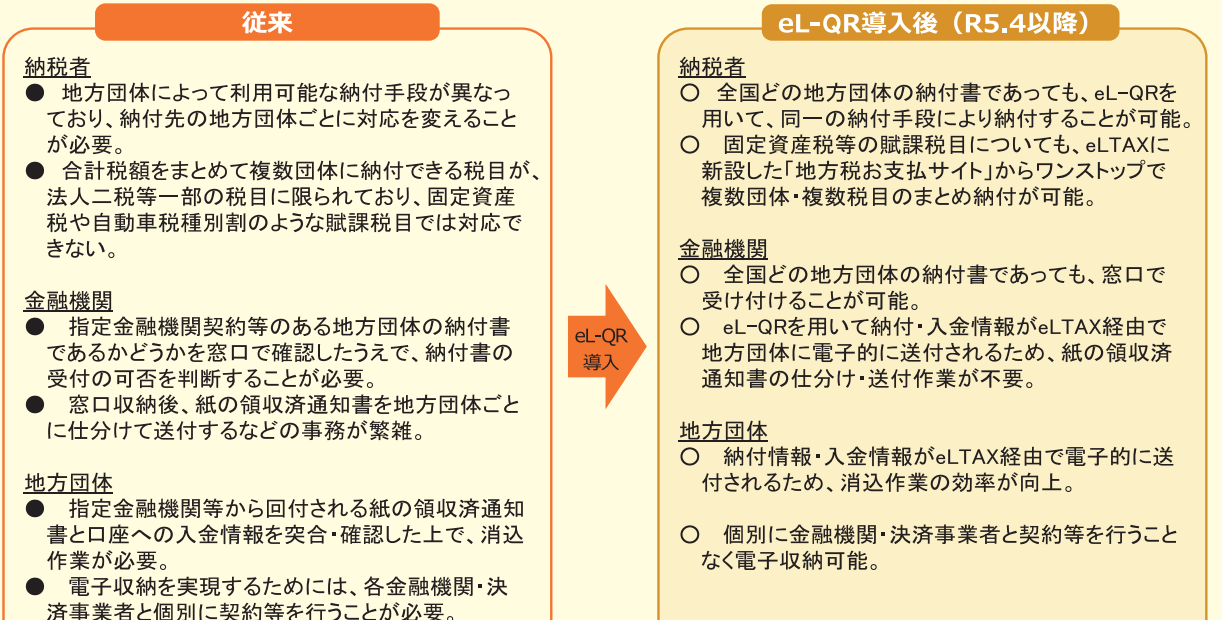
図表2 地方税統一QRコード(eL-QR)の活用による地方税の電子納付について

- 令和5年4月から、地方税の納付について「地方税統一QRコード(eL-QR)」を用いた仕組みを導入し、
 - ①eLTAX操作による電子納付
 - ②スマートフォン操作による電子納付
 - ③金融機関窓口における納付受付後の事務処理
 への活用を開始。
- ※対象税目：固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割(他の税目についても、可能な限り活用)
- また、納付手段についても、従来の金融機関経由のダイレクト納付(口座引き落とし)やインターネットバンキングに加え、「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」による納付が可能。



図表3 地方税におけるeL-QR導入のメリットについて

- 地方税における地方税統一QRコード(eL-QR)導入の主なメリットは以下のとおり。



3 eLTAXを活用した地方税以外の公金の収納のニーズ

そもそも、地方公共団体の公金の収入の方法については、昭和38年の地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正により抜本的な見直しが行われて以降、現金を原則としつつ、証紙、口座振替、証券の方法によることができることとされてきましたが、その後の社会経済活動の変化に応じて、平成18年には、クレジットカードを提示する方法により収入することができることが地方自治法上明確化(指定代理納付者制度の導入)され、さらに、令和4年からは、クレジットカードに加えてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる仕組みが導入(指定納付受託者制度の導入)されてきたところです。したがって、現行においても、地方公共団体は、その判断によりクレジットカードやスマートフォンアプリ等によるデジタルな収入の方法を導入することが可能となっています。

他方で、多数の地方公共団体に対して公金を納付する事業者(例えば、電柱に係る道路占用

料を複数地方公共団体に支払っているインフラ系企業)からは、活用可能な納付手段等が異なる複数の地方公共団体に対して、地方公共団体ごとにそれぞれ納付を行う必要があり負担が大きい、公金収納に関する事務を行う指定金融機関等からは、金融機関窓口での納付も多く見られ、公金収納の業務プロセス全体において、依然として書面・対面をベースとしている、などとして、公金収納事務が非効率・高コストとなっているとの指摘がなされています。

公金の納付方法のデジタル化・共通化を通じた利便性の向上や、収納に関する事務の効率化・合理化を図る観点から、全ての地方公共団体が接続し、地方税の電子申告・電子納付に活用されているeLTAXを、地方税以外の公金納付についても活用することとするなど、デジタルを活用した公金収納を可能とするための地方公共団体共通の仕組みを構築することが強く要望されているところです(【図表4】)。

図表4 【参考】民間事業者・金融機関からの意見

第1回地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会における日本経済団体連合会、全国銀行協会提出資料を抜粋(一部加工)

全国銀行協会

- eLTAXおよび地方税統一QRコード(eL-QR)を活用した地方公金のデジタル化は、納税者の利便性向上・社会的コスト削減・既存インフラの効用最大化の観点から極めて有効な取組み。収納件数が多い公金については、全地方団体で活用が義務化されるとともに、件数の多寡によらずあらゆる公金において活用されることが望ましい。
- 金融機関における窓口納付が一定数あり、eLTAXを通じた納付の対象とすることによる関係者の効率化効果が比較的大きいと思われる公金としては、国民健康保険料をはじめとする各種保険料、学校関係費用、住宅使用料、上下水道料金が挙げられる。

※「金融機関窓口納付が一定数ある(=eLTAX納付対象化による関係者効率化効果が比較的大きいと思われる)公金」として、以下が挙げられている。

- | | | |
|--------------------------|-------------|--------|
| ・国民健康保険料 | ・水道料金、下水道料金 | ・土地賃貸料 |
| ・後期高齢者医療保険料 | ・高校授業料 | ・道路占用料 |
| ・介護保険料 | ・学校給食費 | ・放置違反金 |
| ・保育園保育料、幼稚園使用料、認定こども園利用料 | ・住宅使用料 | ・ごみ処理券 |

日本経済団体連合会

- 特に道路占用料、行政財産使用料について、企業の選択により、全自治体に対し、速やかにeLTAXを活用して納付できるとすべき(遅くとも令和8年9月に納付開始)。(※)
※経団連の会員企業への調査によれば、道路占用料が年間約12万件、行政財産使用料が年間約7万件発生。(インフラ系の上位10社合計)
- 道路占用料・行政財産使用料以外にも、以下のような公金について電子化を求める声がある。
・占用関係の各種公金(河川占用料、港湾使用料、公園占有料、法定外公共物占用料等) 年間約1万件(インフラ系の上位10社合計)
・水道料金関係(工業用水使用料を含む) 年間約3,000件(インフラ系の上位10社合計)

4 地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた検討体制と取組の方針等

こうした背景の下、規制改革推進会議(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第37条第2項

に基づき設置される審議会)における議論等を経て閣議決定された規制改革実施計画(令和4

年6月7日閣議決定)においては、「デジタル庁と総務省は、共同で各種公金に係る法令を所管する関係府省の参加を得て、地方公共団体の公金納付のデジタル化の在り方について検討を行う体制を立ち上げる。検討の場においては、(略)eLTAX経由の収納の対象税目の拡大の状況等を踏まえ、地方公共団体(略)等の意見を聞きつつ、地方公共団体共通の仕組みの構築の可能性を含めて所要の制度的・システムの措置について検討し、公金納付のデジタル化の在り方について結論を得る」こととされ、その実施時期については、「令和4年度末までに結論を得ることを目指す」こととされました。

さらに、規制改革推進に関する中間答申(令和4年12月22日規制改革推進会議決定)においては、「デジタル庁及び総務省は、各種公金に係る法令を所管する関係府省庁との連絡会議を令和4年中に立ち上げ、公金収納に係る「地方公共団体共通の仕組みの構築」として、eLTAXの活用を含めた検討を行い、必要な立法措置及びその施行に係るスケジュールも含めた方針を令和4年度末までに決定する。当該決定した方針に基づき、各関係府省庁とも連携し、必要な法令改正等の所要の措置を講ずる」、「公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについては、公金納付者がいずれの地方公共団体に対しても「地方公共団体共通の仕組み」によりオンラインで納付することができるよう、地方公共団体における当該仕組みの活用を促すことについて関係府省庁と協力して検討し、結論を得る。」とされました。

これらを踏まえ、公金の収納に係る地方公共団体共通の仕組みの構築について、eLTAXの活用を含めた検討を行い、必要な立法措置及びその施行に係るスケジュールも含めた方針を決定

5 eLTAXを活用した公金収納の対象範囲

実施方針は、取組方針の決定後に閣議決定された規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)において「デジタル庁及び総務省は、民間事業者からの各種公金の取扱いに関する意見や地方公共団体等からの業務の効率化・合理化に係る意見等を踏まえ、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについて、公金納付者がいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用して納付を行い関係者の業務効率

することを目的として、各種公金に係る法令を所管する関係府省庁の課長級職員を構成員とする「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」(以下「関係府省庁連絡会議」という。)が令和4年12月に立ち上げられ、令和5年3月30日に「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針」(以下「取組方針」という。)が取りまとめられました。

取組方針においては、遅くとも令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指し、必要な関係法令の改正等の所要の取組を進めることとされています。「遅くとも令和8年9月」という開始時期については、標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意しつつ、eLTAXの次期更改時期が令和8年9月とされていることを踏まえたものです。

また、取組方針に基づく所要の取組については、地方公共団体等の意見を聞きながら具体化に向けた検討を進め、令和5年度上期に実施方針を決定し、当該実施方針に基づき、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指すこととされました。これも踏まえ、令和5年6月に総務省を事務局として「地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会」(以下「実務検討会」という。)が開催され、構成員である地方公共団体や金融機関、事業者、ベンダー等からの意見を聞きながら、eLTAXを活用した収納を行う公金の範囲や必要なシステム改修等について検討が行われるとともに、令和5年10月6日に関係府省庁連絡会議において、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針」(以下「実施方針」という。)が決定されました(【図表5】)。

化を図ることができるようにするため、その公金収納の開始時期等の検討を速やかに行い、一定の結論を得る」とされたことや、実務検討会における検討も踏まえ、eLTAXを活用した公金収納の対象範囲の決定を主な内容としています。

まず、地方公共団体の普通会計に属する全ての公金並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料について、地方公共団体の判断によりeLTAXを活用した納付を行う

ことができるようにすることとされています。多くの地方公共団体においては、共通の情報システムで多種の公金の収納管理を行っており、こうした場合には、当該情報システムの改修を行うことで、当該多種の公金についてあわせてeLTAXを活用した納付が可能となることを踏まえ、幅広い公金での活用を地方公共団体に要請するものとされています。

その上で、①いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料や、②道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料など、その性質上、区域外にも納付者が広く所在する公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金については、全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を行うことができるよ

う、地方公共団体に重点的に要請を行うこととされています。

①については、総務省が実施したサンプル調査によると、地方税と①の3公金で、市町村の公営企業を除く全会計に属する公金の9割を占めることとなります。

なお、①の公金に係る事務は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づく標準化対象事務であることから、標準仕様書にeLTAXを活用して各公金の収納を行うことができることを機能要件として規定することとされています。

また、②については、eLTAXを活用した納付により、特に、3で既述した「複数の地方公共団体に対して公金納付を行う納付者」の利便性が大幅に向上することとなります。

図表5 地方公共団体の公金収納に係るeLTAXの活用(対象公金の範囲)について

実施方針 (R5.10関係府省庁連絡会議決定) の概要

- eLTAXを活用した公金納付は、納付者の利便性向上、金融機関・地方公共団体の事務処理の効率化に資するものであり、積極的に推進。
- 以下の内容にて関係府省庁連絡会議で方針決定。今後、地方公共団体に対し、説明会・進捗状況調査などを通じて意見聴取を行った上で、関係府省庁で連携して要請を行う。

◆ 地方公共団体 (都道府県・市区町村をいう。以下同じ) においてeLTAXを活用した納付を可能とするもの

- ・ 普通会計に属する全ての公金
- ・ 公営事業会計に属する公金のうち水道料金、下水道使用料

→ 多くの団体で共通の情報システムで多種の公金の収納管理を行っており、こうした場合には、当該情報システムの改修を行うことで、当該多種の公金についてあわせてeLTAXを活用した納付が可能となることも踏まえ、幅広い公金についてeLTAXを活用した納付を可能とすることを検討

▶ 特に、以下の公金については、全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を可能とすることを重点的に要請

①いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金

- ・ 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料

→ システム標準化対象事務であり、標準仕様書にeLTAXを活用した納付を可能とすることを規定

②その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金

- ・ 公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金 (道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等)

開始時期：遅くとも令和8年9月までに開始を目指す

6 今後、地方公共団体において必要となる対応

総務省(「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」等の改定について(令和6年4月24日付け総行推第18号))において、「令和6年度において各団体がDXを進めるための留意事項」として、「eLTAXを活用した公

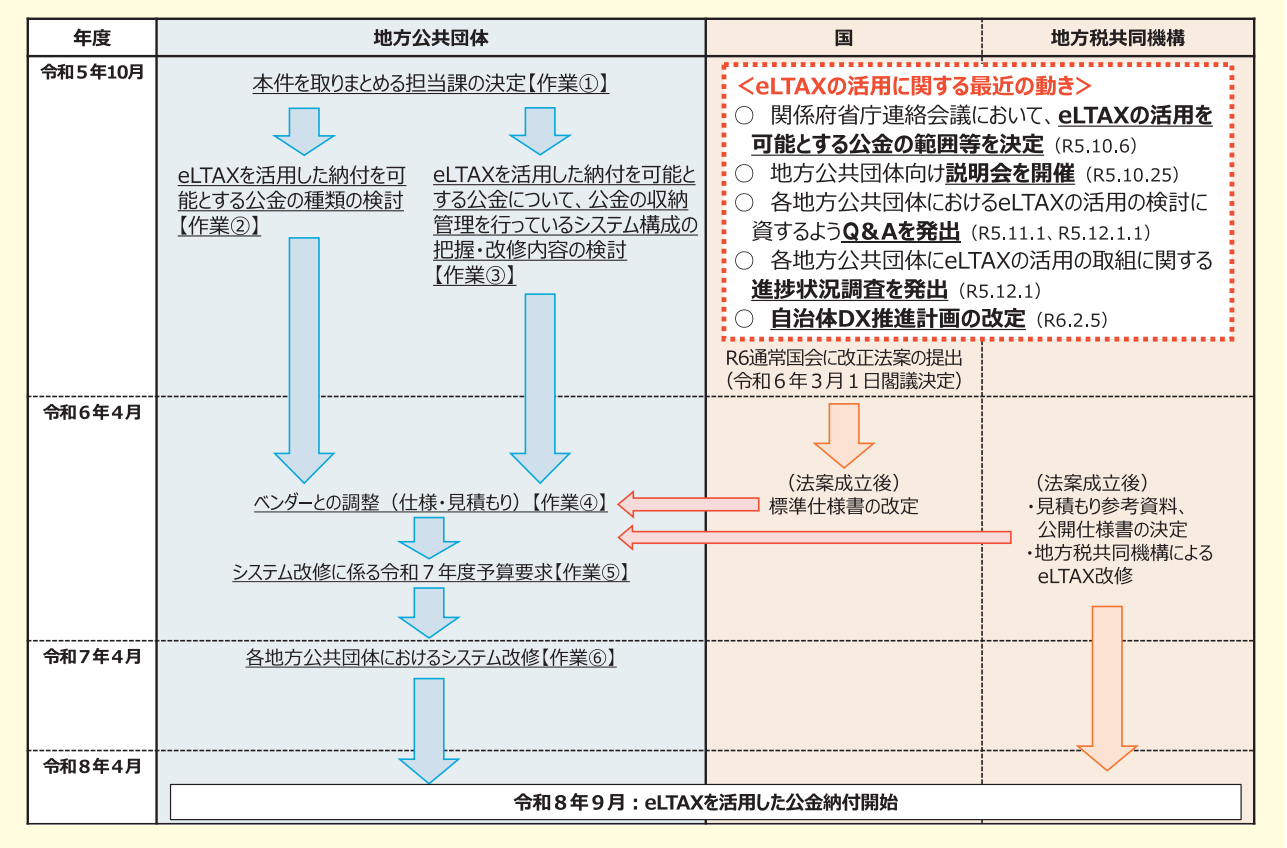
金収納については、遅くとも令和8年9月までに開始することを目指していることを踏まえ、全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を可能とする公金への対応を着実に進めるとともに、それ以外の公金についてもeLTAXを

活用した納付を可能とすることについて積極的に検討いただきたい」とされています。

具体的には、本稿執筆時点において、今通常国会に提出されている「eLTAXを活用した地方税以外の公金収納を可能とするために必要な改正を盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律案」の動向に留意いただくとともに、同法律案が成立した場合には、地方税共同機構から

自治体におけるシステム改修に係る事業者(ベンダー)からの見積もりを取得するための参考資料をお示しすることを予定していることから、当該資料を活用し、各団体において、令和7年度以降のシステム改修に必要な予算要求に向けて、公金の収納管理を行っているシステムの対応について、事業者(ベンダー)との調整を進めていただきたい」とされています(【図表6】)。

図表6 eLTAXの活用に向けた各地方公共団体における主な作業と想定スケジュール



7 おわりに

社会活動全般に係るデジタル化が強く要請される中において、地方公共団体の公金収納に関する事務についても、各地方公共団体において、現行の指定納付受託者制度の活用によりキャッシュレス納付の導入が進められるなど、デジタル化に向けた取組が進められてきているところですが、未だ書面・対面をベースとした非効率・高コストな事務となっていると指摘されるなど、依然として、そのデジタル化を通じた効率化・合理化が要請されているところ です。

eLTAXを活用した公金収納の仕組み固有のメリットとして、納入義務者が〇〇ペイ等ではなく金融機関窓口で納付する場合であっても金融機関・地方公共団体の事務の効率化に資するも

のであること、まとめ納付が可能であり複数の地方公共団体に対して公金を納付する必要がある事業者等の利便性向上に資するものであることなどが挙げられます。そして、これらのメリットは、全地方公共団体がeLTAXを活用することでより大きな効果を発揮することとなります。

地方公共団体をはじめとして、総務省・デジタル庁・その他の関係府省庁、地方税共同機構、金融機関、経済団体など、公金収納に関わる様々な主体は、上記メリットを認識し、互いに連携・協力して、eLTAXを活用した公金収納の実現に向けて取り組んでいく必要があります。各主体において、本件の動向を注視しつつ、課題整理を行うなど、積極的な取組を期待したいと思います。

センターの自治体情報システム 標準化・共通化対応

ソリューション推進部企画開発課

1 はじめに

当センターにおける自治体情報システム標準化・共通化(以下「システム標準化」という。)の対応については、閣議決定により示された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(以下「標準化基本方針」という。)、そして、総務省が公表している「自治体情報システム標準化・共通化に係る手順書【第3.0版】(令和5年9月29日)」(以下「標準化手順書」という。)に則って、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行することを目標に進めています。

今回は、本誌2023 Autumn (No.182) (令和5年10月1日発行)に掲載した「総合行政情報システムにおけるシステム標準化対応の方向性」を更新し、当センターのシステム標準化対応の内容に関する最新動向と、各団体(市町村及び各種団体をいう。以下同じ。)においてシステム標準化対応が必要となる作業、留意事項等について御説明します。

2 センターのシステム標準化対応(最新動向)

当センターは、これまで培ってきた「自治体クラウドサービス」及び「岐阜県標準システム」の構築・提供の実績・ノウハウを活かして、さらなる業務・システムの標準化及びシステムの共同化を実現したいと考えています。そのため、システム標準化の対応では、「ASP(Application Service Providerの略で、アプリケーションをネットワーク経由で利用者に提供する事業者やサービスのこと)」、「ガバメントクラウド運用管理補助者」、「ガバメントクラウド専用線接続サービス」及び「ネットワーク運用管理補助者」の対応をトータルで担う「自治体クラウドトータルサービス」として新しい総合行政情報システムの提供を行うことにしています。

そして、関係省庁やデジタル庁から公表されている標準仕様書等資料の分析・検討の結果を踏まえ、現在の総合行政

政情報システムをバージョンアップし、「ガバメントクラウド共同利用方式」により標準仕様に適合する標準準拠システムの提供を行います。

また、システム標準化の対象外となった業務のシステム(以下「標準化対象外システム」という。)については、システム標準化の影響を大きく受けることから、本番移行前に必要なシステム間連携等の設定を行い、事前に動作検証を行うことで本番移行当日の移行リスクを最小限に抑制する必要があります。このことを踏まえ、標準化対応と同じタイミングで標準化対象外システムを新環境に移行する予定です。

当センターのシステム標準化対応は、図表1を御確認ください。

図表1 センターのシステム標準化対応(概要)

No.	対応分類	センター対応内容	補足説明
1	移行パターン	Bパターン	標準化手順書において、「ベンダを切り替えず標準準拠に適合するパッケージにバージョンアップするパターン」に位置付けられているパターンです。
2	構築方式	ガバメントクラウド共同利用方式	—
3	移行方法	リフト・シフト同時型	ガバメントクラウド環境へのリフトと標準準拠システムにシフトすることを同時に行う方法です。
4	標準化対応範囲	標準化対象20業務のうち18業務を提供	戸籍及び戸籍附票を除く18業務を対象とし、令和7年度末までのシステム移行では、現行システムの導入範囲を対象に移行する方針です。
5	標準準拠システム等の構築環境	ガバメントクラウド／Oracle Cloud Infrastructure (OCI)	介護保険広域連合向けの介護保険システムは、「Amazon Web Service (AWS)」で構築する予定です。
6	ガバメントクラウド移行パターン	Rebuild(アプリ再構築移行)を基本	デジタル庁「ガバメントクラウド手続き概要」において、ガバメントクラウド移行パターンとして「アプリケーションを変更してクラウドサービスをフル活用する方法」に該当する対応です。
7	ガバメントクラウドへの接続方法	「ガバメントクラウド専用線接続サービス」を提供	「データセンター共同利用方式(ASPのデータセンターから専用線で接続する方法)」に該当し、導入団体で回線を集約して、他ベンダのガバメントクラウド(AWS及びOCI)への接続も可能とするものです。
8	バックアップ計画	日次バックアップの実施	バックアップはCSPのマネージドサービスを活用し、本番環境を構築した場所とは異なる地域にバックアップデータを退避します。
9	リカバリ対策	バックアップ先のリージョンに退避したデータから復旧	標準準拠システムは、オンプレミスによって縮退環境(ダウンリカバリ環境)として構築することができません。よって、災害発生時の環境についてはバックアップ先のリージョンにおける復旧を前提とし、万が一の回線切断の対策として「ガバメントクラウド専用線接続サービス」のオプションとして「ラストワイルド」を用意しています。
10	文字の実装方法	「基本フォントファイル」を採用する方針	デジタル庁が提供する「基本フォントファイル」を用いて、標準準拠システムで利用する文字を実装する方針です。

3 自治体クラウドトータルサービスのイメージ

当センターが構築・提供する予定の「自治体クラウドトータルサービス」の具体的な対応範囲は次のとおりです。

当センターのシステム標準化の対応範囲のイメージは、図表2を御確認ください。

【システム標準化の対応範囲】

●「ASP」の対応

ガバメントクラウドの「OCI(Oracle Cloud Infrastructure)」には、「新・総合行政情報システム(標準準拠システム及び関連システム)」を、「AWS(Amazon Web Services)」には、「新・介護保険システム(広域対応版、標準準拠システム)」を「ガバメントクラウド共同利用方式」として構築し、提供します。

そして、標準化対象外システムについては、現行の総合行政情報システムによって、新しいクラウド基盤として「OCI」を活用し、これまでと同様にサービス提供します。

●「ガバメントクラウド運用補助者」としての対応

前述の「ASP」の対応範囲を対象に、クラウドサービスの運用・保守(監視、障害対応等)を行います。

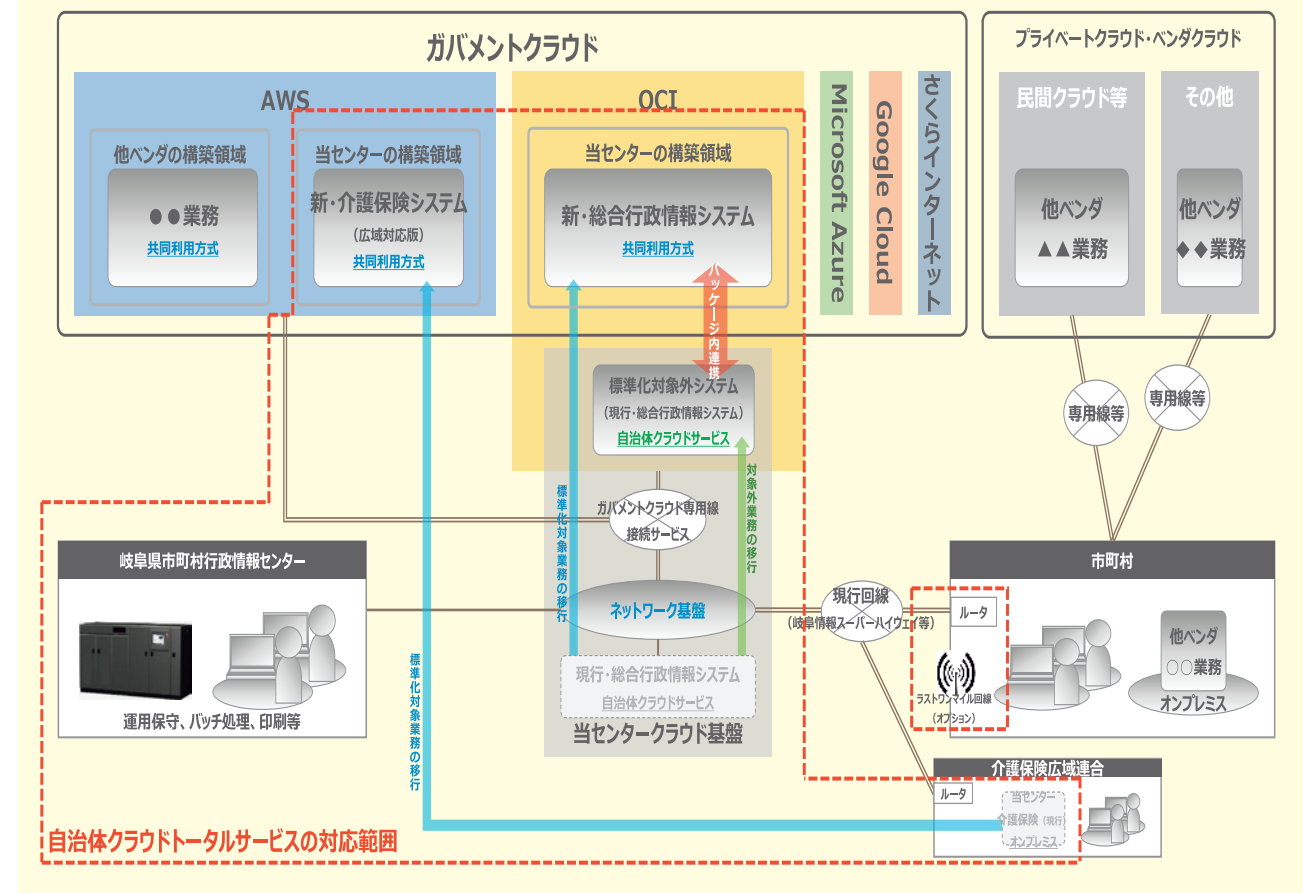
●「ガバメントクラウド専用線接続サービス」の対応

当センターの現行の自治体クラウドのネットワーク基盤を経由して、ガバメントクラウド(OCI及びAWS)に接続します。現行の自治体クラウドサービスへの接続の延長でガバメントクラウドに接続できるため、庁内ネットワークへの影響を最小限に対応することができます。

●「ネットワーク運用管理補助者」としての対応

当センターが構築・提供するサービス範囲を対象としたネットワークの運用・保守(監視、障害対応等)を行います。

図表2 自治体クラウドトータルサービスのイメージ



4 移行スケジュールについて

当センターでは、令和7年度末までにシステム標準化対応を完了することを目指して、現在、当センターの自治体クラウドサービスを御利用いただいている団体の移行を計画しています。

【移行計画の概要】

●ファーストユーザ(1団体)については、令和7年1月に移行検証を実施し、その検証結果を踏まえ、令和7年7

月に本番移行する予定です。ファーストユーザの移行検証や本番移行によって、環境構築やシステム移行の精度を上げる予定です。

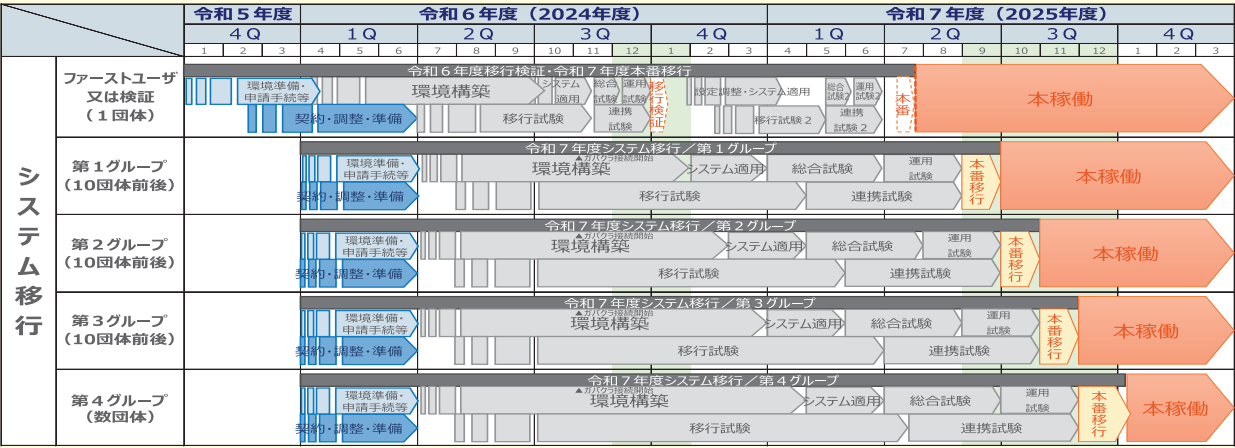
●残る団体の本番移行時期は、賦課時期等を考慮して令和7年9月から令和8年1月までの期間で実施することとし、各本番移行月に該当する団体を、第1～4グループに振り分けて計画して移行する予定です。

- ファーストユーザ及び第1～4グループにおけるガバメントクラウド等の環境構築については、令和6年度中に着手し、デジタル庁が実施しているガバメントクラウド

早期移行団体検証事業に応募していただき対応します。

移行スケジュールは、図表3を御確認ください。

図表3 移行スケジュール(案)



※本スケジュールは今後の検討の結果で変更となる場合があります。

5 システム標準化対応の特殊性

標準化手順書において、システム標準化対応の取組は、従来のシステム更改とは異なる特徴があるとされ、5つの特殊性が挙げられています。

これらの特殊性について、各団体において留意すべき点も含め図表4のとおり整理しました。

これらの留意すべき点のうち、ポイント1として「早期に移行スケジュール案を策定し、関係者が同じ時期に実施する

必要があるテスト等の調整を行い、関係者をアサインする必要がある」点を、ポイント2として「標準準拠システムにおいてカスタマイズ対応ができない点を踏まえ、Fit&Gap分析等に基づき対応方法を検討、整理し、予算措置等必要な対応を行う必要がある」点を、次章にて具体的に御説明します。

図表4 標準化対応の特殊性と留意事項のまとめ

特殊性（標準化手順書から抜粋）		
No.	特殊性の事項	内容（要約）
①	令和7年度末を目標期限として標準準拠システムへ移行する必要があること。	●標準準拠システムへの移行の目標期限は令和7年度末とされていることから、当該目標期限に向け現在のシステム更改計画等を見直す必要が生じ得る。
②	全ての標準化対象システムが移行の対象であること。	●全ての標準化対象システムが標準準拠システムへの移行対象となる。そのため、システム移行対象や範囲、それらに関する現行ベンダや契約内容を網羅的に把握するだけでも、調整を要する可能性があるとともに、自治体の複数部局にまたがって影響が生じ得る。
③	全自治体において短期間に集中してシステムの移行がなされること。	●全自治体が短期間に集中して標準準拠システムへ移行することとなる。住民への影響を最小限にとどめようとする、自ずとシステム移行を行うことができる機会は限られるため、自治体間で運用テストやデータ移行時期の調整などが生じ得ることも考えられる。
④	標準仕様書やガバメントクラウドへの移行など、国の動きと密接に関連していること。	●関係省庁やデジタル庁が作成した標準仕様書の内容を踏まえて、標準化手順書で示す一連の作業が発生し得る。また、ガバメントクラウドについては、今後更なる情報提供がされる予定である。標準化は、こうした国の動きと密接に連携しながら取組を進める必要がある。
⑤	標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しの検討が生じ得ること。	●標準的な業務フローの作成に当たって、自治体のデジタル化の基盤整備に資することを目標として掲げており、標準化は単なるシステム移行に留まらない取組である点に留意が必要である。これらの特徴を踏まえれば、自治体においては、全庁的な体制整備や綿密な移行計画の策定等が必要不可欠である。 ●また、円滑かつ安全に標準化・共通化の取組を進めるためには、早期に作業着手の上で計画的に取り組み、令和7年度末までの事務負担を平準化することが重要である。

●現在のシステム更改計画等を考慮したシステム標準化対応の計画を策定する必要がある。

●標準化対象システムの移行に加え、標準化によって影響を受ける標準化対象外システムも把握する必要がある。

●また、影響を受けるシステムを所管する部署及び担当者、並びに、当該システムを提供・保守している事業者を明確にしておく必要がある。

●早期に移行スケジュール案を策定し、関係者が同じ時期に実施する必要があるテスト等の調整を行い、関係者をアサインする必要がある。

●標準仕様書等、関係省庁やデジタル庁が公表している情報を分析して、対応が必要になる点について適時、計画や分析結果等に反映する必要がある。

●標準準拠システムにおいてカスタマイズ対応ができない点を踏まえ、Fit&Gap分析等に基づき対応方法を検討、整理し、予算措置等必要な対応を行う必要がある。

6 各団体において留意すべき点(考察)

- 【ポイント1】
- 早期に移行スケジュール案を策定し、関係者が同じ時期に実施する必要があるテスト等の調整を行い、関係者をアサインする必要がある。

当センターでは、図表3で示した移行スケジュールに基づいて構築等の作業を進める予定ですが、ガバメントクラウドへの接続のためには、「ガバメントクラウド早期移行団体検証事業」に採択される必要があるとされた点などの最新の動向を踏まえ、図表5のとおり、各団体及び当センターにおいて実施すべき作業工程とその期間を計画しています。

本スケジュールは、第1グループ(令和7年9月に本番移行する団体)を例としたスケジュールです。上段に「団体」が、下段に「当センター」が実施する作業を示し、それぞれ「データ移行」や「業務移行」などの工程に分けてスケジューリングしています。

現在も標準仕様書の改訂が続いており、不確定要素がある点も踏まえ、本構築作業の契約は、令和6年度と7年度に分けて行う予定です。

また、各団体において対応される「デジタル基盤改革支援補助金の交付申請」と「ガバメントクラウド早期移行団体検証事業(第二回)の応募」の交付決定又は採択を踏まえ、令和6年7月頃に構築作業に着手する予定としています。

団体の作業スケジュールの概要は、次のとおりです。

【団体の作業スケジュール】

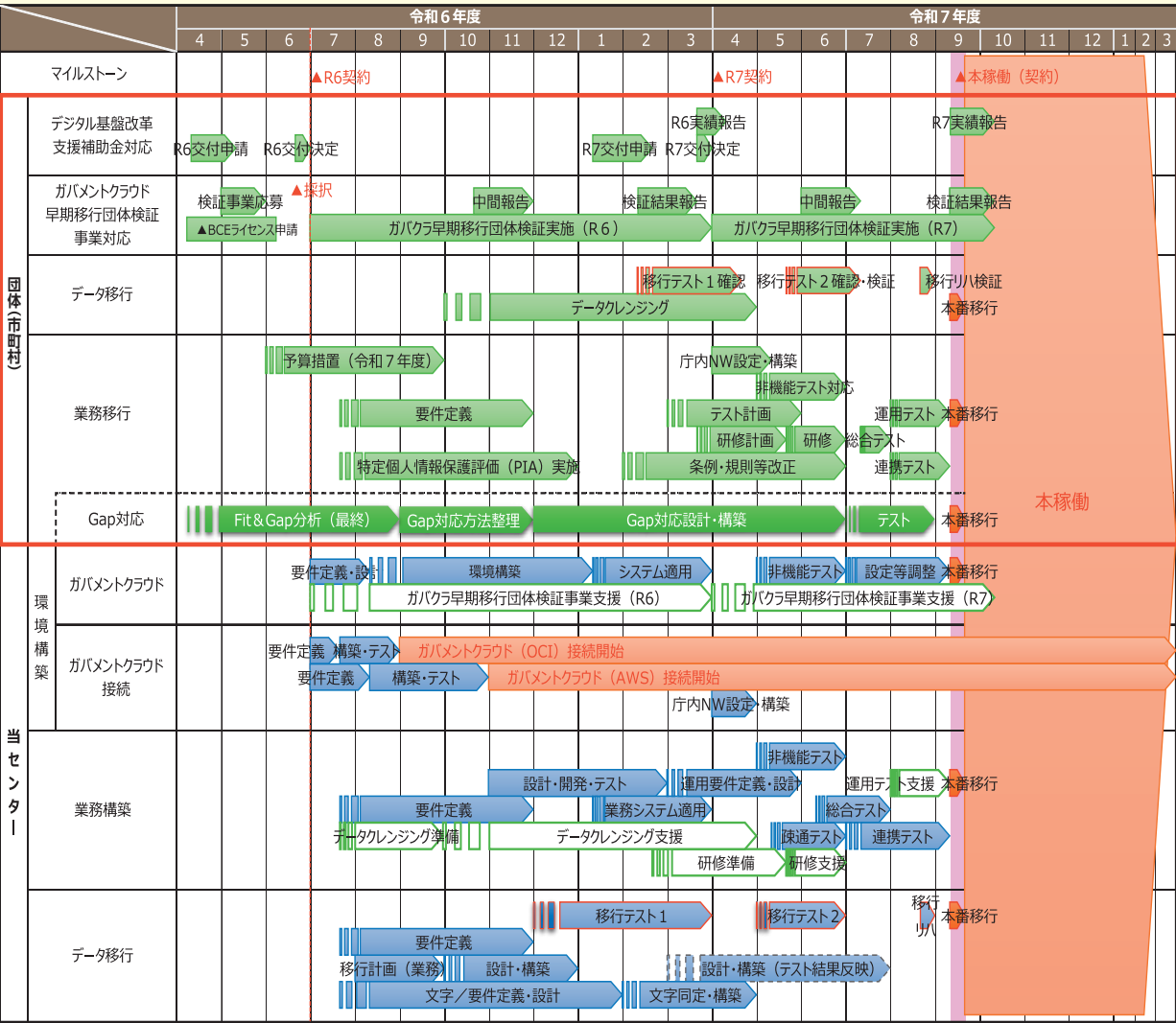
令和6年度は、「データ移行」工程において、現行システムにおけるデータクレンジング(標準準拠システムへのデータ移行で問題となる不正データの修正)を実施いただきます。加えて、当センターが実施する「データ移行テスト1」のためのデータ提供に対応いただきます。

また、「業務移行」工程では、標準準拠システムの機能、データ連携、文字等に係る「要件定義」に対応いただき、当センターの「システム適用」の実施までに、「特定個人情報保護評価(PIA)の実施」に対応いただきます。

令和7年度は、「庁内NW設定・構築」、「条例・規則等の改正」、「研修」、「移行テスト2」、「総合テスト」、「運用テスト」、「移行リハ」等の作業を予定しています。

作業スケジュールは、図表5を御確認ください。

図表5 第1グループの作業スケジュール(案)



※本スケジュールは今後の検討の結果で変更となる場合があります。

【ポイント2】

- 標準準拠システムにおいてカスタマイズ対応ができない点を踏まえ、Fit&Gap分析等に基づき対応方法を検討、整理し、予算措置等必要な対応を行う必要がある。

現在、当センターが提供している「総合行政情報システム」は、随時、導入団体の要望も取り入れ「岐阜県標準システム」として構築しています。

今回のシステム標準化では、国の標準化基本方針に則って、標準化基準に適合する標準準拠システムを使用して運用する必要があり、標準準拠システムに対しては、標準仕様書に「実装必須機能」及び「標準オプション機能」として定義されている機能以外のカスタマイズができない方針となっていることから、これまでの業務運用を継続するためには、現行の運用や現行システムの機能との比較(Fit&Gap分析)を行い、その結果抽出された課題(Gap)については、各団体においてその対応方法を検討し、必要な措置をとる必要があります。

このため、この課題(Gap)の対応方法の検討では、運用フローの変更や汎用的なソフトウェアを使った対策の方法を整理して、必要となる予算措置、個別構築、運用テスト等の対応が必要になります。

よって、この「Fit&Gap分析」は、各団体におけるシステム標準化対応で極めて重要なものであり、関係する業務所管課によって主体的に実施する必要があるものになります。

総務省が公表している標準化手順書において、この分析に関する方法や分析に使用する様式例が示されていますの

で、その内容について御説明します。

【Fit&Gap分析の方法】

標準化手順書では、Fit&Gap分析を、図表6のとおり実施することとしており、「標準仕様書対応表」様式を用いて整理する方法が示されています。

① Fit&Gap分析の実施

Fit&Gap分析を次の3ステップで実施します。

STEP 1：標準化対象範囲の確認・業務全体の流れの確認
現行の業務運用と標準仕様書の業務フローを比較し、課題(Gap)を抽出する。

STEP 2：業務フロー内の各作業の確認
使用する管理項目(データ)や処理、帳票の記載項目を確認し、課題(Gap)を抽出する。

STEP 3：各業務における共通機能の確認
各業務に共通する共通的な機能(統計データ抽出機能、データ取込・出力機能、アクセスログ、操作権限等)を確認し、課題(Gap)を抽出する。

② 標準仕様書対応表にGap抽出結果を記入

Fit&Gap分析で抽出された課題(Gap)を、標準化手順書で例示されている「標準仕様書対応表」に入力します。

③ Gapの対応方法を検討・整理

②で入力した課題について、「業務フローの見直し」、「予算措置」、「人員配置」、「法令等の改正」、「RFP・RFIによる確認」及び「運用テストによる確認」の各項目に入力して整理します。標準化手順書では、「デジタル3原則に基づく業務改革(BPR)やデジタル処理を前提とした自治体のベストプラクティスを踏まえ検討」する必要があるとされています。

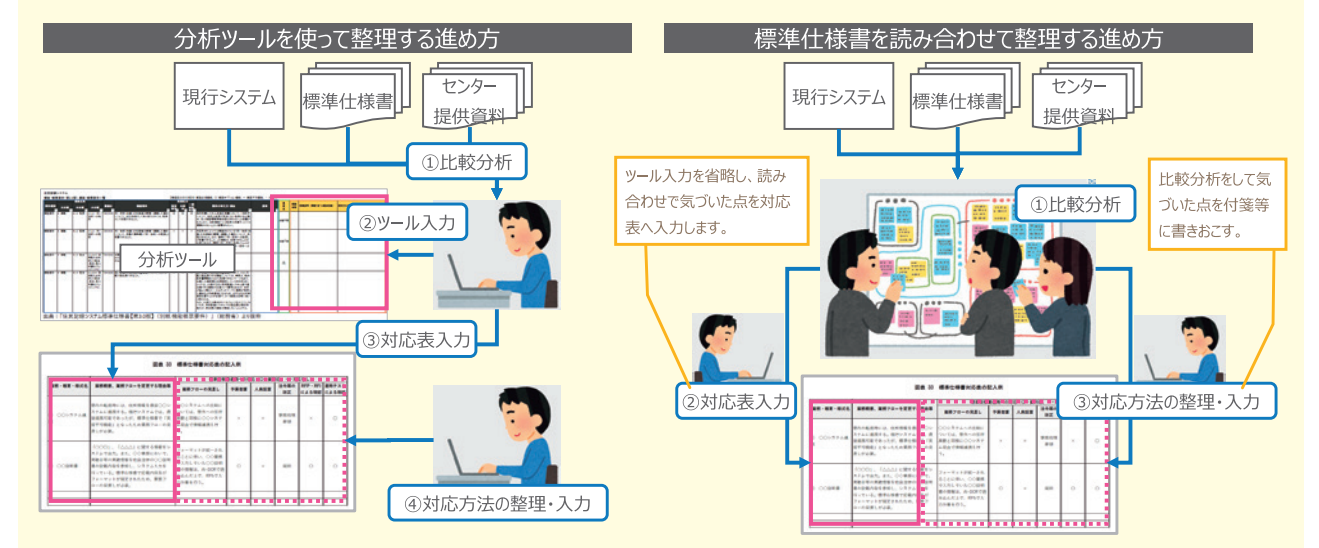
【Fit&Gap分析の進め方(参考)】

Fit&Gap分析の進め方ですが、標準化対象業務の所管課の進め方と、全体を取りまとめる情報主管課の管理方法を、それぞれ図表7、8に示します。各団体における分析実施の参考となれば幸いです。

●業務所管課によるFit&Gap分析の進め方

Fit&Gap分析の進め方として、分析ツールを使って整理する進め方(図表7の左側)と標準仕様書を読み合わせて整理する進め方(図表7の右側)が考えられます。いずれにしても、業務所管課による分析が必要となります。

図表7 Fit&Gap分析の進め方(業務所管課)

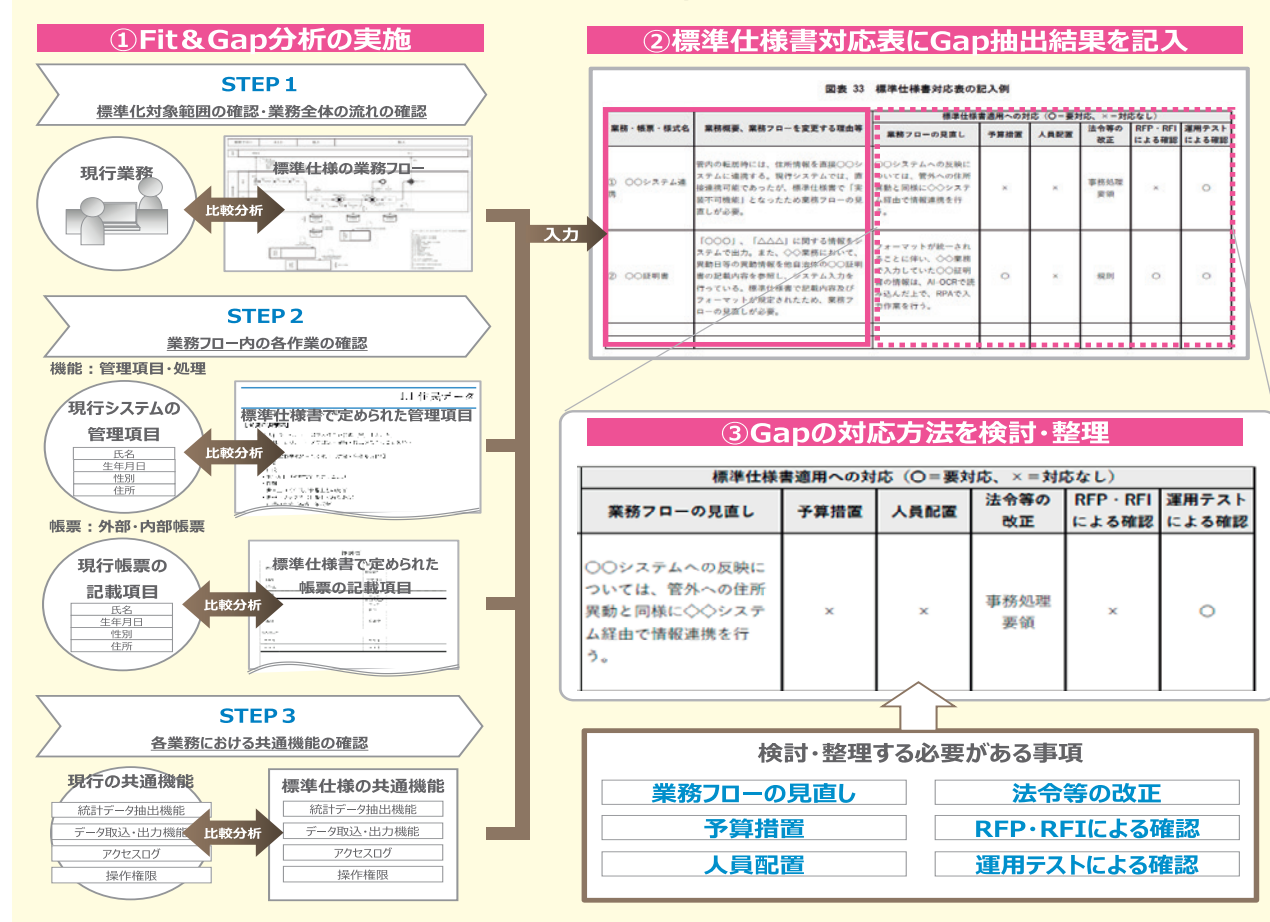


●情報主管課による取りまとめ方法

情報主管課では、業務所管課が実施している「Fit&Gap分析」の進捗管理を行うことが考えられます。

図表8に示す管理表などを用い、標準仕様書の機能数やGap抽出件数を母数とする分析状況の進捗管理を行う方法が考えられます。

図表6 Fit&Gap分析の方法



図表8 Fit&Gap分析の管理様式(情報主管課)

標準仕様書			Fit&Gap分析										備考	
No.	標準仕様書名	版数	業務所管課	着手日 (上:着手、下:着目)	完了日 (上:着手、下:着目)	分析数 (母数)	分析完了数	Gap抽出 進捗率	Gap数	対応方法 整理数	保留数	対応方法整理 進捗率		
1	データ要件・連携要件 (総論)	第3.1版	情報システム課	R5.4.1 R5.4.15	R6.6.30	200	120	60%	40	10		25%		
2	共通機能	第2.2版	情報システム課及び業務所管課	R5.6.1 R5.5.15	R6.6.30	300	10	3%	10	2		20%		
3	住民基本台帳	第5.0版	住民課	R5.5.1 R5.5.1	R6.6.30	400	250	63%	30	10		33%		
4	印鑑登録	第3.2版	住民課	R5.5.1 R5.5.1	R6.6.30 R6.6.15	120	120	100%	10	10		100%		
5	戸籍	第3.0版	住民課	R5.5.1 R5.5.1	R6.6.30	400	240	60%	20	10		50%		
6	戸籍の附票	第3.0版	住民課	R5.5.1 R5.5.1	R6.6.30	100	90	90%	12	4		33%		
7	選挙人名簿管理	第1.3版	総務課	R5.5.1 R5.5.1	R6.6.30 R6.6.29	140	140	100%	30	30		100%		
8	地方税	第3.0版	税務課	R5.4.1 R5.4.3	R6.6.30	600	320	53%	20	5		25%		
9	学齢簿編製	第3.0版	学校課	R5.4.1	R6.6.30	150	0	0%						
10	就学援助	第3.0版	学校課	R5.4.1 R5.4.15	R6.6.30	200	120	60%	2	1		50%		
11	健康管理	第2.0版	健康保険課	R5.4.1 R5.4.15	R6.6.30	300	200	67%	40	3		8%		
12	児童扶養手当	第2.0版	児童福祉課	R5.4.1 R5.4.15	R6.6.30	130	110	85%	10	7		70%		
13	生活保護							46%	2	5		250%		

7 おわりに

標準仕様書の改訂が続いている状況にあることや、行政事務標準文字に同定することができない現行システムの文字が一部存在することなど、現在も本番移行に向けた課題が山積している状況です。

当センターは、さらなる業務・システムの標準化及びシステムの共同化を実現するため、これらの課題について分

析を行って迅速に対応し、「自治体クラウドトータルサービス」を、安全、安心、確実に実施できるよう進めていきたいと考えています。

引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。